

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第2号（平成19年3月28日）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の招集時期を定める規則

宮城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を招集する時期は、毎年2月及び8月とする。ただし、特別の事情があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。